

経 済 産 業 省

20150430統 第1号

平成27年5月15日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

経済産業省生産動態統計調査



主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室
事務担当者	野中 貞一郎 電話 03(3501)1645 e-mail : nonaka-teiichiro@meti.go.jp

申 請 事 項 記 載 書

1 調査の名称

経済産業省生産動態統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
1～5 略 6 報告を求めるために用いる方法 （1）略 （2）略 ① 略 ② 略 ③電磁的記録による提出 ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第1に掲げる調査の種類、提出先及び提出期日に従って提出する。	1～5 略 6 報告を求めるために用いる方法 （1）略 （2）略 ① 略 ② 略 ③フレキシブルディスクによる提出 ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、フレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第1に掲げる調査の種類、提出先及び提出期日に従って提出する。	○記録媒体を実態に合わせ変更する。

7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 毎月（平成<u>28</u>年1月調査以降） (2) 略 8 集計事項 <u>集計事項は、別表第3に掲げる事項とする。</u> 9～10 略	7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 毎月（平成<u>27</u>年1月調査以降） (2) 略 8 集計事項 <u>調査結果に基づき、生産品目別に次の事項について集計する。</u> <u>①生産</u> <u>②受入</u> <u>③消費</u> <u>④出荷</u> <u>⑤在庫</u> <u>また、5の(1)の⑥から⑧の調査を行った品目については、次の事項を集計する。</u> <u>⑥原材料</u> <u>⑦従事者</u> <u>⑧生産能力及び設備</u> <u>集計事項は、別表第3の集計様式に掲げる事項とする。</u> 9～10 略	○本申請に係る承認の効力時期を明らかにするため変更する。 ○集計事項を明確化するため。
--	---	---

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
記入済み調査票	1年	経済産業局長
記入済み調査票	1年	都道府県知事
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 略

別表第1

別表第2

別表第3

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
調査票及びフレキシブルディスク	1年	経済産業大臣
調査票	1年	経済産業局長
調査票	1年	都道府県知事
調査票等及び集計表を収録した磁気媒体	永年	経済産業大臣

12 略

別表第1

別表第2

別表第3

○記録媒体を実態に合わせるとともに、記述の明確化により変更する。

○変更部分については別添1の新旧対照表参照。

○調査事項の変更等に伴い調査票に所要の変更をする。変更部分については別添2参照。

○集計様式から集計事項に変更。

経済産業省生産動態統計調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済産業省生産動態統計調査

2 調査の目的

経済産業省生産動態統計調査（以下「生産動態統計調査」という。）は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

1. 別表第1に掲げる鉱産物及び工業品（以下「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所
2. 前項に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は前項に掲げる事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所（以下「特定事業所」という。）

4 報告を求める者

（1）数

約17,000

（2）選定の方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

・規模以上悉皆調査

抽出方法：調査業種ごとに従事者規模により裾切りを行う

（3）報告義務者

- 3（2）の規定する事業所及び特定事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）。ただし、経済産業大臣が定める基準に基づき指定する事業所を代表する者（以下「一括調査報告義務者」とい

う。)は、関係事業所(特定事業所以外の事業所であって、当該指定を受けたものをいう。)の調査票に掲げる事項のうち、当該指定を受けた事項について一括して報告する(以下「一括調査」という。)

3(2)に規定する事業所のうち一括調査の指定を受けようとするものは、あらかじめ経済産業大臣に届け出をする。また、届け出た事項に変更があったとき又は一括調査をやめようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出る。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

別表第1に掲げる生産品目に関し、原則として次に掲げる事項について報告を求める。

①生産

②受入

③消費

④出荷

⑤在庫

また、経済産業大臣は、必要と認める場合、次に掲げる事項についても報告を求める。

⑥原材料

⑦従事者

⑧生産能力及び設備

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在によって行う。

調査期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省 ― 都道府県 ― 統計調査員 ― 報告者

経済産業省 ― 経済産業局 ― 統計調査員 ― 報告者

経済産業省 ― 都道府県 ― 報告者

経済産業省 ― 経済産業局 ― 報告者

経済産業省 ― 報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

生産動態統計調査は、経済産業大臣、報告義務者及び一括調査報告義務者を管轄する経済産業局長又

は都道府県知事がその報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票(別表第2)によって行う。

①調査票による提出

- ア 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、別表第1に掲げる調査の種類、提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。
- イ 一括調査報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、別表第1に掲げる調査の種類、経済産業大臣が指定する提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。
- ウ 経済産業局長及び都道府県知事は、受理した調査票を審査整理し、1部を保存し、1部を経済産業大臣に別表第1に掲げる期日までに提出する。

②電子情報処理組織による提出

- ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、経済産業省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と報告義務者及び一括調査報告義務者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、別表第1に掲げる提出期日までに提出する。
- イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられたファイル(以下「ファイル」という。)への記録がされた時に調査票が調査票配布者に到達したものとする。
- ウ 経済産業局長及び都道府県知事は、別表第1に掲げる経済産業大臣に提出する期日までにファイルを審査整理する。この場合においては、ファイルの審査整理を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとする。

③電磁的記録による提出

- ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第1に掲げる調査の種類、提出先及び提出期日に従って提出する。
- イ 経済産業局長及び都道府県知事は、受理した電磁的記録を審査整理し、経済産業大臣に別表第1に掲げる期日までに提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月(平成28年1月調査以降)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、別表第1に掲げる調査の種類、提出先、提出期日に従って提出する。

8 集計事項

集計事項は、別表第3に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

集計された結果をインターネット及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

速報は調査月の翌月末

確報は調査月の翌々月中旬

年報は調査月の翌年6月

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定にあたっては、日本標準産業分類E製造業の小分類に準拠している。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
記入済み調査票	1年	経済産業局長
記入済み調査票	1年	都道府県知事
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

生産動態統計調査の事務に従事する者及び統計調査員は、調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立ち入り、「5. (1) 報告を求める事項」の各号に掲げる事項について、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。